



固定資産税の徴収方法は

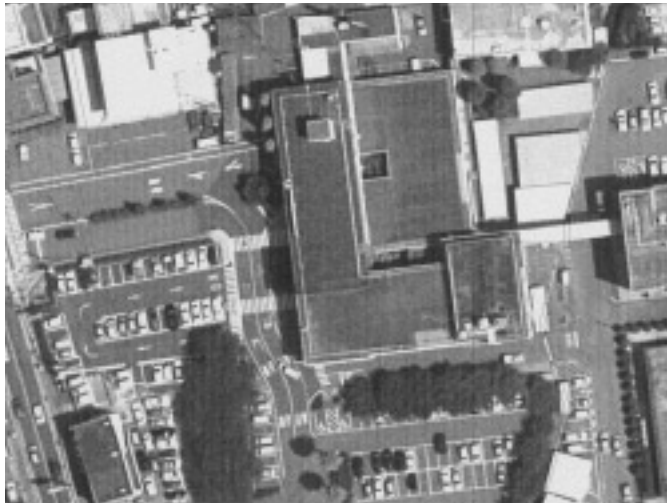
入部 登喜男 議員

念と思っている。行政として反省すべきところもある。ただし、このご指摘にはおおむね私的を外れておるといふ認識を持っている。非常に財政事情の厳しいことにち、どうやって税収増を図るか、行政マンとして常に考えている。税務課も3年に一度の見直しの機会に3年前あるいは6年以前に比べて、ただだけの税金は厳しくいただくという基本的認識のもと固定資産税の見直しを行っている。この見直し作業自体は何一つ法に触れることはやってはいない。

税務課長 固定資産税は毎年1月1日の、賦課期日に土地・家屋・償却資産等の価格をもとに算定された税額を、所在する市町村に納めていただく税金である。平成12年度の評価替えから航空写真を活用するようになり、台帳地目と現況地目が異なっている土地が1,649件程度あり、今後市全域にわたって不満をなくす精査に努めたい。

問 ある市民の方は、市税である固定資産税の徴収方法におおいに不満があるとのことである。市では今回十分な調査もせず、また本人になんら断りもなくいつの間にか勝手に宅地として、税金が非常に高くなっているとの話。そこで私はその市民の方の立場に立ってお伺いしているのですが、その市民の方に十分届くよう、お答えをいただきたい。

市長 市民の方からの厳しいお手紙を私も拝見した。市民が主役と言っている私にとりましては、極めて残



固定資産税の「評価替え」に用いられている航空写真

地域担当職員制の導入について

中富 正徳 議員

問 協働のまちづくりを進めるために、地域担当職員制と、地域まちづくり委員会を立ち上げると言われているが。

市長 戦後60年の組織、システムなどの制度疲労がある。その打開には自分たちの住む地域のことは自分たちが責任を持ってやっていく必要がある。その為の市職員や市民の意識変革には、互いの理解、協力が欠かせない。ぜひこの1年間徹底的な議論をしたい。また、職員の意識改革の中で現実的に給与においても頑張つて汗を流すものと、マイペースのものとは同一であるという現状の中では、意識改革できないのではないかと

市長 地域での主権の中にその意思を協働で現実の市民のニーズを具現化するために、小学校区ごとの体制から行政につながっていくということではないか。

となると当然時間外の問題がある。まずやる気のある職員から各地域に向向いていただき、地域担当として成果を収めていただきたい。

基本的には 11小学校区制

問 今の行政区制度とどう整合性をつけられるのか。

問 一番心配なのは、規定どおり仕事をしてきた職員が本来に地域民になれるのか。

市長 難しい質問であるが、この数年の激変を考えれば明日がないことを職員に見えないはずがない。大変な作業だが実現できると思う。

北海道江別市の「地域担当職員制度」

1. 10中学校区ごとにリーダーとサブリーダーを設置
2. リーダーの下に小学校区ごとの地域担当職員を配置
3. 「地域担当職員」の仕事
 - ①市の施策や事業の説明
 - ②まちづくりへの提言やアイデアを市の施策に活かすよう努める
 - ③地域の課題を解決するため、地域住民との話し合い
 - ④魅力ある地域づくりのための相談や情報の提供

詳しくは、江別市ホームページ

<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/kikaku/seisaku/kyoudou/tanto/tanindex.html>